

檀行審第 4 号
平成29年 5月10日

檀原市教育委員会教育長 殿

檀原市行政不服審査会

檀原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年12月28日付け行政文書公開等決定処分に係る審査請求事案諮問書（檀教審第3035号）による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「H26・H27・H28に派遣されたALTのプロフィール」の部分公開決定処分に対する審査請求についての諮問

件名：「H26・H27・H28に派遣されたALTのプロフィール」の部分公開決定処分に関する件

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求について、平成28年7月12日付けで処分庁が行った「H26・H27・H28に派遣されたALTのプロフィール」（以下「本件対象文書」という。）の部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）については、処分庁が非公開とした部分のうち、「学歴」項目中の「大学」、「University」、「College」、「卒」、「卒業」、「大卒」と記載されている部分については、処分を取り消し公開すべきである。また、「経歴」及び「職歴」項目中の、「ALT」と記載されている経歴内容部分については、具体的な小中学校名を除き処分を取り消し公開すべきである。その余の部分について、非公開とした決定は妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 平成28年6月29日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、橿原市教育委員会教育長（以下決定処分を行った橿原市教育委員会教育長を「処分庁」という。）に対し、「入札で派遣された外国語指導助手（以下「ALT」という。）の氏名、国籍、前歴（入札仕様書に定められた1年間の行政経験に関する部分（以下「行政在籍情報」という。）」について、橿原市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条に基づき、行政文書公開請求（以下「請求」という。）をした。
- (2) 同年7月12日、処分庁は、上記請求に対し、下記情報（A）を公開し、下記情報（B）を非公開として、橿教学1564号の2により、本件処分をした。

(A) 公開した情報

名前、国籍、年齢、住所、性別、愛称、通称、出身国

(B) 非公開とした情報

学歴、経歴、日本語、趣味、大学、専攻、日本語レベル、職歴

- (3) 同日、請求人は、橿原市教育委員会教育長（以下審査請求先としての橿原市教

育委員会教育長を「審査庁」という。) に対し、処分庁の本件処分に不服であるとして、行政不服審査法第2条の規定による審査請求をした。

- (4) 平成28年7月28日、審査庁は、請求人に対し、補正命令を行った。
- (5) 平成28年8月4日、請求人は、前記補正命令に対する補正書を審査庁に提出した。
- (6) 平成28年10月5日、審査庁は、請求人に対し、弁明書の写しを送付した。
- (7) 平成28年10月20日、請求人は、審査庁に対し、反論書及び口頭意見陳述申立書を提出した。
- (8) 平成28年11月30日、審査庁は、請求人の申請に基づき、請求人及び処分庁の出席の下、口頭意見陳述を実施した。
- (9) 平成28年12月20日、審査庁は、請求人に対し、「審理手続の終結等について(通知)」を送付した。
- (10) 平成28年12月28日、審査庁は、審査会に対し、条例第17条に基づき、裁決に関する諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人の主張

(1) 請求人の主張の要旨

「本件処分のうち公開しない部分の処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 請求人の主張の理由

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している本件処分に対する主張の理由は、次のように要約される。

ア ALTは、非常勤の公務員に該当し、小学校の教室において英語の授業などにつき、教師の補助者として子どもたちに体験的な英語に触れさせる機会を与えているから、行政在籍情報は公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職に関する情報に該当する。

イ 学校というもっとも安全性が確保されなければならない公共団体が設置した場所で、ALTを1年間無事に勤め上げた経験者であるという行政在籍情報には公益性が認められ、個人情報に該当しない。

ウ 他の実施機関は電話での問い合わせに電話で回答しており、公表していること

からALTが派遣されていた行政機関名及び在職していた期間の公表の基準を満たしていることの証明であるので、行政機関名と従事した期間の公開は公益的理由がある。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のとおりである。

本件処分のALTの行政在籍情報はいずれも条例第6条第1項第1号の個人識別情報に該当し、かつ、個人識別情報であっても、例外として公開すべき条例第6条第1項第1号ア、イ、ウ及びエの定める事由のいずれにも該当しないこと、並びに条例第6条第2項で定める公開することによる公益上の理由も認められないことから、公開できないということである。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 事実の確認

処分庁は、8社（団体）を指名業者と選定して下記の提案資格（入札参加資格）を定めて平成28年度の檀原市立小学校におけるALT派遣業務に係る指名型プロポーザルで業者を選定する入札方式を実施した（平成28年度檀原市立小学校における外国人指導助手（ALT）派遣業務の実施について（伺））。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該年度の檀原市入札参加資格者名簿の、人材派遣業務に登録している者であること。
- (3) 檀原市契約における暴力団排除に関する要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続きの開始の申立て中、または更生手続き中ではないこと。
- (5) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中、または再生手続き中でな

いこと。

(6) 榿原市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止措置及び入札参加資格留保の期間中でないこと。

(7) A L T派遣業務を受託した実績を有すること。

以上のとおり、処分庁が実施したA L T派遣業務に係る指名型プロポーザルによる業者選定する入札方式の入札条件は、上記7条件である。

もっとも、処分庁は、上記入札を実施する際、指名業者に対し、「榿原市立小学校における外国人英語指導助手（A L T）派遣業務仕様書（以下「本件仕様書」という。）」を配布している。本件仕様書8項には「A L Tの条件について」の記載があり、そこには、A L Tの条件として17の条件を具備することを求め、その中の条件の一つとして「榿原市もしくは、他の自治体において外国人英語指導助手を勤めた経験が1年以上であること」を必要としている。

以上から、A L Tの行政在籍情報は、本件仕様書に明記されている派遣業者が榿原市立小学校に派遣するA L Tの条件の一つに過ぎず、入札参加資格でない。

2 個人情報識別情報該当性と例外事由の存否

処分庁が非公開とした情報（B）が、条例第6条第1項第1号の個人識別情報に該当するか否か、個人識別情報に該当するとして請求人が主張するがごとく個人情報であっても公開すべき例外的な事情が存在するかを以下において検討した。

(1) まず、条例第6条第1項第1号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」は原則として公開できないと定め、個人の国籍を問題としていないことから、外国人に関する情報であっても、国籍等の区別なく、特定の個人を識別できる情報であれば、個人情報に該当し、条例所定の例外事由に該当しない限り公開することはできない。

A L Tの非公開とした情報（B）はいずれも特定の個人を識別できる情報であるから、条例第6条第1項によって公開できない個人情報であり、本件仕様書に記載されている本市に派遣されているA L Tの行政在籍情報は、A L Tの経歴又は職歴に該当する個人識別情報であることから、条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当する。

したがって、処分庁のA L Tの行政在籍情報が個人識別情報に該当するとの判

断は正当である。

- (2) 個人識別情報であっても条例第6条第1項第1号ア「法令又は条例等の規定により閲覧することができる」とされている情報」に該当するときは、例外的に公開することになる。

しかし、A L Tの行政在籍情報について閲覧することができるとする法令又は条例等の規定は存在しないことは明らかである。

したがって、処分庁のA L Tの行政在籍情報が法令等公開情報に該当しないと判断は正当である。

よって、条例第6条第1項第1号アの法令等公開情報に該当しないため、公開することはできない。

- (3) 次に、個人識別情報であっても条例第6条第1項第1号イ「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」は、同じく例外的に公開することになる。

処分庁は、派遣業者から、実際に小学校に派遣されるA L Tが派遣契約上の諸条件を具備しているかを確認するために、必要な情報として提供を受けており、かつ、派遣されるA L Tの人物把握のために、処分庁限りで利用する目的で提供された情報であることから、公開することを前提として提供を受け、取得した情報ではないと判断した。

処分庁の上記判断を覆す事情を認めることはできないことから、処分庁の上記判断は正当である。

したがって、A L Tの行政在籍情報は、条例第1項第1号イの例外事由に該当しないため、公開することはできない。

- (4) また、条例第6条第1項第1号ウ「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職に関する情報」は、例外的に公開するものとしている。

しかし、櫃原市立小学校に派遣されるA L Tが雇用契約を締結している当事者は、派遣元事業者であり、櫃原市との間には雇用関係はないことから、公務員ではない。

したがって、公務員ではないA L Tの行政在籍情報は、条例第6条第1項第1号ウの「公務員の職務に関する情報」には該当しないから、公開することはできない。

- (5) そして、条例第6条第1項第1号エで例外的に個人識別情報が公開されるケー

スは「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報」であるときである。

これは、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護することは、市の基本的な責務であることから、個人情報の公開の判断に当たって、個人情報を公開することにより害されるおそれがある当該個人に係る権利利益よりも、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護の必要性が上回るとき、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められることになることから、例外的に個人情報を公開することができるというものである。

しかし、請求人からは、A L Tの行政在籍情報を公開することが人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するために必要性が高いと認められる具体的な事実が主張されるべきであるが、請求人からは何ら具体的な主張がされていない。そのため、請求人の主張からは、A L Tの行政在籍情報を公開する必要性と正当性があると認めることはできないとの処分庁の判断は、正当である。

したがって、A L Tの行政在籍情報は、条例第6条第1項第1号エの例外事由に該当しないため、公開することはできない。

3 A L Tの行政在籍情報の公開の公益性とA L Tの個人情報の保護について

請求人は、審査請求の補正書及び別紙において「他の実施機関は電話での問い合わせに電話で回答しており、公表していることからA L Tが派遣されていた行政機関名及び在職していた期間の公表の基準を満たしていることの証明であるので、行政機関名と従事した期間の公開は公益的理由がある。」と主張し、同様の主張を口頭意見陳述の機会にも主張している。

条例第6条第2項「実施機関は、公開請求に係る行政文書前項各号に掲げる非公開の情報が記録されている場合において、同項の規定により非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、公開請求をした者に対し、当該行政文書を公開することができる。」と規定し、個人識別情報であっても実施機関の裁量により公開することができる場合を「非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるとき」に限定している。

ところで、請求人の上記主張は、「他の行政機関が電話による問い合わせに電話で回答し公表しているから公益的理由がある。」というものであるが、果たして本

市以外の他の行政機関が文書による情報公開請求ではなく、電話による情報公開請求に応じて情報公開する対応をしているのか疑問であること、また、請求人は、電話で回答を得ているとの主張に留まり、いつ、どこの行政機関に対し、電話によりどのような内容の情報公開請求をしたのかの各点が全く不明である。

裁量的情報公開の際に検討すべきは、A L Tの行政在籍情報を公開することによって得られる公益的利益のほうがA L Tの個人情報保護する利益を越えているのか否かであることから、審査請求には、この点を具体的に主張し、その中で処分庁のA L Tの行政在籍情報を公開しないとの判断には、裁量権の濫用又は逸脱が存在しており、違法であると主張すべきである。

しかし、請求人からはこのような主張がされていない。そのため、処分庁は、請求人の主張する公開すべき公益的理由の内容が不明であることから、A L Tの行政在籍情報である個人情報を公開すべき公益的理由があると認めることはできないと判断した。

請求人からの上記主張のみでは、処分庁がA L Tの行政在籍情報を公開しないとの判断に裁量権の濫用又は逸脱していると認めることはできない。

よって、A L Tの行政在籍情報は、条例第6条第2項により公益的理由に基づき公開することのできる個人情報に該当しない。

4 結論

以上から、審査庁は、処分庁が行った請求人の公開請求に係るA L Tの行政在籍情報が条例第6条第1項第1号に該当する非公開情報である個人識別情報に該当し、かつ、例外的に個人識別情報を公開すべきケースである条例第6条第1項第1号ア、イ、ウ及びエいずれにも該当せず、また、同条第2項に規定する公開すべき公益的理由も存在しないとの判断は正当であるとの結論となった。

よって、審査庁は、櫃原市行政不服審査会に対し、請求人の本件審査請求には理由がないから棄却するとの答申を求める。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求等について、審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、運用することが実施機関の責務とされている。これら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

3 審査会の判断について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年度、平成27年度及び平成28年度に、樞原市立小学校へ派遣されたALTのプロフィールが記載されている文書であり、処分庁が、実際に小学校に派遣されるALTが、派遣契約上の諸条件を具備しているかを確認するために、また、ALTの人物把握をするために、派遣業者から提供を受けている文書である。

処分庁は、本件対象文書について、前記「第2事案の概要 1事案の経緯 (2)」に記載されているとおりの処分を行ったところ、本件審査請求がなされた。処分庁は本件処分を妥当としていることから、審査庁にて審理手続が行われた。審理手続の結果、処分庁の判断は妥当であるとの結論となり、審査庁は、当審査会に対し、「請求人の本件審査請求には理由がないから棄却するとの答申を求める。」として諮問した。当審査会は、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、その非公開の情報の該当性について検討する。

(2) 条例第6条第1項第1号該当性について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものを公開しないことができるものであり、ただし書は、各号に掲げる情報を除くものである。

当審査会の判断は、前記「第3審査庁の諮問に係る判断 2個人情報識別情報 該当性と例外事由の存否」に記載されている内容と同旨であり、本件対象文書に記載されている非公開とした情報(B)は、いずれも特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第6条第1項第1号に該当する。

また、条例第6条第1項第1号ただし書についても、本件対象文書に記載されている非公開とした情報（B）は、ア、イ、ウ及びエいずれにもあたらないことから、条例第6条第1項第1号ただし書には該当しない。

（3）条例第6条第2項該当性について

条例第6条第2項は、公開請求に係る行政文書に同条第1項各号に掲げる非公開の情報が記録されている場合において、同条第1項の規定により非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同条第1項の規定に関わらず当該行政文書を公開することができるものである。

審査庁は、裁量的情報公開の際に検討すべきは、ALTの行政在籍情報を公開することによって得られる公益的利益のほうがALTの個人情報を守る利益を越えているか否かであるから、ALTの行政在籍情報を公開しないとした処分庁の判断には、裁量権の濫用又は逸脱が存在しており、違法であると主張されるべきであるが、請求人からはこのような主張がされていないとして、公開すべき公益的理由の内容が不明であることから、条例第6条第2項に該当しないとしている。しかし、請求人は補正書別紙において、「1年間行政で教えた経験というのは、学校という最も安全確保をしないといけない場所で、交代させられることもなく無事に終了した経験者という大きな意味も兼ね備えており、この条件自体は、価値の高いものであると考えております。」と主張している。審査庁は、この主張についてもALTの行政経験という派遣条件を付したことを評価されているものであり、公益的利益であるというような主張ではないとしているが、「価値の高いものと考えております。」といった主張は、利益考慮の結果とみるべきであり、公益的理由の内容を全く主張していないとはいえない。

また、請求人が主張しているALTの条件が記載されている本件仕様書は、審査庁が主張するように、ALTの条件の一つに過ぎず、入札参加資格ではないが、条件を課すということからも、派遣されるALTの判断材料になっているという側面がある。このような側面がある本件仕様書において、ALTの条件として、「外国人専任教員であること。」、「学校における指導者としての服務（教員に準ずる）が守れること。」という記載があることを考えるに、少なくともALTに対して、語学を教えるという専門性を含め、教育全般についての関心と自覚について檀原市として求めているといえる。こういった条件の下で業務に携わるとい

うことから、ALTは、橿原市との雇用契約はなく、公務員等には該当しないものの、教員に準じた立場にはあるといえる。

また、本件仕様書においては、大学卒業以上であること、ALTを勤めた経験が1年以上であることを、ALTの条件として公表している。これらの条件は、前述したようにALTが教員に準じた非常に公益性の高い地位にあること、教員に準じた地位にあるALTの品質保証をする上で非常に重要な条件であることから、非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があるといえるので、条例第6条第2項に該当する。

したがって、非公開とした情報(B)の「学歴」のうち、「大学」、「University」、「College」、「卒」、「卒業」、「大卒」という既に公表されていたALTの条件に関わる部分は公開すべきである。また、非公開とした情報(B)の「経歴」のうち、「ALT」と記載されている経歴内容の部分については、具体的な小中学校名が記載されている部分を除き公開すべきである。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年12月28日	審査庁より諮問書を受理
②	平成29年1月31日	論点整理
③	平成29年3月21日	調査審議
④	平成29年5月10日	答申

平成29年 5月10日

檀原市行政不服審査会

会 長 北岡 秀晃

委 員 小林 直樹

委 員 奥野 恒久

委 員 島 壮二郎

委 員 山田 磯子